

○山梨県警察証明事務運用要領について

〔令和7年12月23日〕
〔例規甲（務企）第96号〕

山梨県警察証明事務運用要領

第1 趣旨

この要領は、証明事務に関する訓令（昭和46年山梨県警察本部訓令第16号。

以下「訓令」という。）第11条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 警察が行う証明

警察が行う証明の種類、意義、目的、証明事項等は別表のとおりとする。

第3 事務処理手続

証明申請を受理したときは、本部取扱所属庶務係又は警察署警務課が保管する証明申請処理簿（別記様式）により受理番号の交付を受けた上で、速やかに事務処理を行うものとする。

第4 証明手数料

1 証明手数料の徴収

(1) 訓令第4条に規定する警察の行う証明については、山梨県証明事務手数料条例（昭和31年山梨県条例第8号）の規定に基づき、原則として徴収するものとする。

(2) 証明手数料の額は、1件ごとに山梨県証明事務手数料条例の規定に基づく額とし、申請者からこれを徴収するものとする。この際、当該額に係る納付済証の提出を受け、証明申請書に添付するものとする。

2 証明手数料の免除

証明手数料を免除する申請は、次のとおりである。

ア 訓令第3条の警察が行う証明のうち、次に掲げる証明の申請

(ア) 協力援助証明

(イ) 犯罪被害証明（盗難届出証明を除く。）

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、現に扶助を受けている者からの申請

ウ 行政庁の行為等により不利益を被ったと考えられる次に掲げる証明の申請

(ア) 身体拘束証明

(イ) 出頭証明

(ウ) 捜索証明

別表・別記様式略